

経営革新の手引き

新事業活動促進法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づく

- 経営革新計画の申請等について -



母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。

1. 新事業活動促進法の概要 (P.1)
2. 計画の承認手続 (P.2)
3. 経営革新計画の実施主体 (P.4)
4. 経営革新計画の内容 (P.5)
5. 経営革新計画の経営目標 (P.6)
6. 経営革新計画の申請 (P.7)
7. 本法に基づく支援策の概要 (P.11)
8. 経営革新計画の記載例 (P.12)

平成20年10月
滋賀県

1 . 経営革新計画承認（新事業活動促進法）の概要

(1) 法律の特徴

全業種での経営革新を幅広く支援

(創業後1年以上の既存事業での実績があり、これとは異なる新規事業を計画している必要があります)

単独企業のみならず、グループ、組合等多様な形態による取組みを支援

具体的な数値目標を含んだ、経営革新計画の作成が要件

県や支援機関が、計画実施中に、対応策へのアドバイス等を行い、フォローアップを実施

(2) 法律の適用範囲

この法律の適用を受けるのは、【表1】【表2】に掲げる中小企業者又は組合等です。

資本金基準又は従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(例えば製造業で資本金が4億円でも、従業員が200人であれば中小企業に該当し、また、資本金は1億円で従業員が500人でも中小企業ということになります。なお、表2に掲げた組合等も中小企業者として本法の対象です。)

【表1】中小企業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
┆ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチ ┆ ューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
┆ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
┆ 旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】中小企業者として本法の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

(注)1. 企業組合及び協業組合も対象。

2. 社団法人は、中小企業者には該当しませんが、民法第34条の規定により設立された社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるものについては、本法の対象として含めます。本法では、この要件を満たす社団法人と前述の中小企業者をあわせて「中小企業者等」と呼びます。

上記以外の個人・法人について

NPO法人(特定非営利活動法人)は、本法第二条に規定する中小企業者に該当しないため対象外。

医療法人・学校法人等は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、商法の会社の規定を準用していな

いことから会社とは言えず、法律第2条に規定する中小企業者には該当しないため、申請の対象外となります。なお、個人開業医であっても、医師になるには営利を目的としないことが前提となっているので、対象外。

特許業務法人、税理士法人等の士業法人や、社会福祉法人などの個別の法律に基づく法人であり、商法の会社の規定を準用している場合は、対象。

2 . 計画の承認手続

(1) 経営革新計画の承認

支援措置を受けるためには、経営革新計画を策定し、都道府県あるいは国（地方機関を含む。）の承認を受ける必要があります。

立案・相談

地域中小企業支援センター、地域力連携拠点、商工会・商工会議所、滋賀県産業支援プラザなどの機関が経営革新計画の事業計画の立案等の相談に応じます。

（なお、他の都道府県との共同申請については、都道府県ではなく、国（地方機関を含む。）が窓口になることもありますので、ご注意ください。）

関連する信用保証、融資、補助金等を利用する場合には、必ず計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡をとってください。

必要書類の準備、作成

- ・ 経営革新計画の承認申請書

（滋賀県の申請書ダウンロード <http://www.pref.shiga.jp/kakuka/f/chushoukigyo/keieikakushin.html>）

- ・ 計画内容を説明する補足資料
- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書
- ・ 決算書直近3期分（組合等は、参加する全ての構成員分）

申請

県 商工観光労働部 商業観光振興課（サービス業、その他）
新産業振興課（製造業、建設業）

審査

書類審査に加え、申請者による説明、県担当者の会社への訪問による確認など、総合的に法の主旨に合致しているかをふまえて判断いたします。

承認

審査会の結果を受けて、承認・不承認を通知いたします。

承認後

各支援機関等による審査を経た上で、支援措置等が決定されます。

- ・フォローアップのために、計画進捗状況調査（2年目）等を行います。必要に応じて専門家等による指導、助言を受けることができます。
- ・終了時には、国および県による終了調査（アンケート調査）を行います。

経営革新計画実施中において課題が生じた場合、経営面や技術面をはじめ、ヒト、カネ、ノウハウに係る相談等に対し、滋賀県産業支援プラザ、地域中小企業支援センター、地域力連携拠点、商工会議所・商工会等では、承認後の相談にも応じておりますのでご相談ください。

（ 2 ）承認経営革新計画の変更

承認を受けた経営革新計画を変更する場合は、下記の手順で計画変更の承認を受ける必要があります。

県担当課（商業観光振興課または新産業振興課）への問い合わせ

必要書類の作成、準備

- ・「承認経営革新計画の変更に係る承認申請書」（様式第2）
- ・添付書類

経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業実施状況を記載した書類
定款に変更があった場合には、変更後の定款
承認後の営業報告書、貸借対照表および損益計算書
その他経営革新計画の変更の説明に必要な資料

- ・記入上の注意

変更の内容について、変更前と変更後を対比して記載する。

（例）変更前と変更後の別表2～別表5を説明資料として添付する。

申請書の提出先

- ・申請窓口は承認を受けた県担当課です。

審査会での承認

- ・変更の内容により、審査会での承認が必要となる場合があります。

3 . 経営革新計画の実施主体について

経営革新計画の実施主体は、以下の何れの形態でも申請することができます。

(1) 単独の中小企業者の申請

中小企業者が1社ごとに申請します。

(2) 複数の中小企業者の申請

任意グループ等の複数の中小企業者が共同で計画を策定し、申請することができます。この場合、代表となる会社(3社以内)を決定し、代表会社が参加個別企業の申請をとりまとめの上、提出します。

(3) 単一の組合等による申請

協業組合、企業組合、事業協同組合・商工組合(出資)等**単独**の場合

(主体 = 組合のみ)

イ 協業組合、企業組合は**1組合ごと**に申請します。

ロ 事業協同組合・商工組合等が**構成員を含まない**組合本体の共同事業について経営革新を行う場合は、**1組合ごと**に申請します。(本法では、このような場合、組合も1社として取り扱われます。)

事業協同組合・商工組合等が**組合員と組合自体の両方**が実施主体となる場合

(主体 = 組合 + 組合員)

組合等の組合員の全部又は一部が組合と共に計画を作成する場合は、組合は、参加するそれぞれの組合員の計画(例: 4社参加する場合には4社分)と組合自体の計画(1社分として扱われる)を取りまとめ、**組合 + 組合員**の(例: 合計5社分)**総括表**を作成し、申請します。

事業協同組合・商工組合、社団法人等が組合員等の**参加企業分**を取りまとめて**申請**する場合(実施主体 = 組合員、組合等は単なる取りまとめ)

組合等の全部又は一部の組合員等が実施する場合は、それぞれの計画(例: 4社参加する場合には4社分)を取りまとめ、**実施組合員分**(例: 4社)の**総括表**を作成し、申請します。

(4) 複数の組合等による共同申請

複数の組合が共同で計画を策定し、申請することもできます。(代表組合は3組合以内)この場合、組合はそれぞれの**組合の全部あるいは一部の構成員**による申請をとりまとめの上、**代表組合が全体の総括表**を作成し、申請します。

4 . 経営革新計画の内容について

経営革新計画の承認を受けるためには、以下の内容に沿った計画とする必要があります。
なお、滋賀県（又は国）が、申請内容に沿って承認すべきか否か判断します。

- (1) 「新たな取組み」によって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね、以下の4種類に該当するもの。

新商品の開発又は生産

新役務の開発又は提供

商品の新たな生産又は販売の方式の導入

役務の新たな提供の方式の導入

その他の新たな事業活動

「新たな取組み」とは、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として対象。ただし、業種毎に同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認しません。

- (2) 設備の高性能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組み。（設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合）
- (3) 事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取組み。（広い意味での商品の新たな生産方式、あるいは役務の新たな提供方式等）

5 . 経営革新計画の経営目標について

(1) 経営革新計画の計画期間について

経営革新計画の計画期間は3年間から5年間です。

(2) 経営目標の指標について

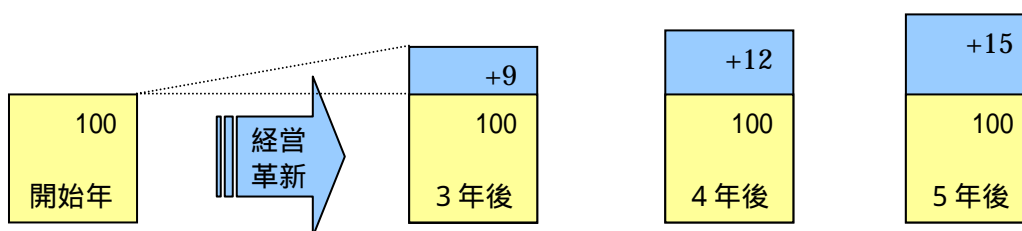
申請書の別表1に記載する以下の(1)、(2)の両方の経営指標について目標値が必要です。なお、グループによる申請については、承認の判断にあたって、グループ全体を合算した指標を用いることができます。

付加価値額又は一人当たりの付加価値額

3年計画の場合は、計画終了時において9%以上向上する必要があります。

4年は12%、5年は15%

付加価値額	=	営業利益 + 人件費 + 減価償却費
一人当たりの付加価値額	=	付加価値額 / 従業員数

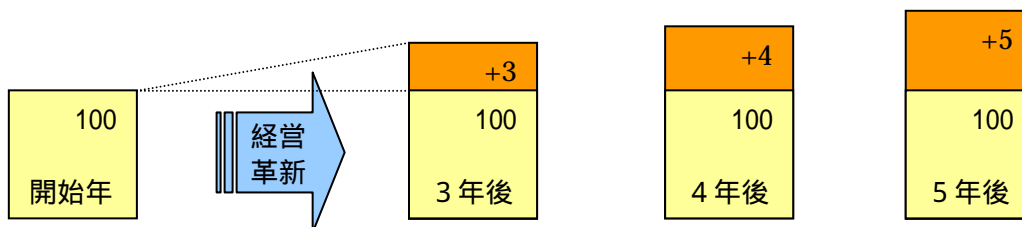


経常利益

3年計画の場合は、計画終了時において3%以上向上し、計画終了年度の利益は黒字になる必要があります。

4年は4%、5年は5%

経常利益	=	営業利益 - 営業外費用
------	---	--------------



注意：伸び率 = (終了年 - 開始年) ÷ |開始年|、| | は絶対値の記号

6 . 経営革新計画の申請について

(1) 申請書提出先

申請窓口については、以下の一覧表のとおりです。なお、詳細については滋賀県をはじめ各都道府県または国（地方機関を含む。）の担当部局へお問い合わせください。

なお、共同で計画申請をする場合の代表者は3名以内とします。

国(地方機関を含む。)が申請先になる場合で、経営革新計画の事業内容が複数の省庁にまたがる場合には、各省庁の長等の連名宛での申請書を用意してください。詳細は、国(地方機関を含む。)の担当部局にお問い合わせください。

申請書の様式は滋賀県のHP、申請書ダウンロードに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.jp/kakuka/f/chushoukigyo/keieikakushin.html>

個別中小企業者による申請の場合

申請者	本社所在地	事業場所（活動場所）	申請先
1社単独の場合	滋賀県	滋賀県または滋賀県以外	滋賀県
複数社共同で代表1社 a社(代表)、b社、c社・・・	代表a社の本店が滋賀県に存在	滋賀県または滋賀県以外	滋賀県
複数共同で代表3社 (a, b, cすべてが代表)	a、b、c社の本店の全てが滋賀県に存在	滋賀県または滋賀県以外	滋賀県
	a社本店が滋賀県、b社本店が京都府、c社本店が大阪府	滋賀県、京都府、大阪府、それ以外	近畿経済産業局
	a社本店が滋賀県、b社本店が北海道、c社本店が沖縄県	滋賀県、北海道、沖縄県、それ以外	経済産業省

組合等による申請の場合

申請者	事務所（本部）	事業場所（活動場所）	申請先
1組合単独の場合	滋賀県	滋賀県または滋賀県以外	滋賀県
複数組合その他共同の場合（代表1名） a組合（代表）、b組合、c組合、d社、e社	滋賀県（代表a組合の本部が滋賀県に存在）	代表a組合が滋賀県内で活動	滋賀県
		代表a組合が滋賀県、大阪府で活動	近畿経済産業局
		代表a組合が滋賀県、三重県で活動	経済産業省

(2) 計画実施主体毎の必要書類

事業実施主体の形態別に、申請書の書き方は以下の通りです。これ以外の場合については、窓口の担当者にお問い合わせください。

単独の中小企業者が申請する場合

様式第9、別表1～4及び別表6、7に記入してください。（別表5は記入不要）

複数の中小企業者が共同で申請する場合

まず、代表会社（3社以内）を決定した上で、次のとおり記入してください。

様式第9

代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入（代表会社が複数ある場合は、連名にて記入。）

別表1、2、6、7

共同申請者の分をとりまとめ、代表会社が記入（別表1の「付加価値額」及び「一人当たりの付加価値額」は、共同申請者全体の指標を計算の上、別表1に記入。）

別表3、4

各個別企業毎に記入（別表5は記入不要）

右肩に参加企業名を記入

別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記入した個別参加企業のリストを提出してください。

単一の組合で申請する場合

様式第9

組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。

別表1、2、5、6、7

参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入（別表1の「付加価値額」及び「一人当たりの付加価値額」は、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上記入）

別表3、4

参加する組合の構成員等毎に記入

右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入

別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記入した個別参加企業のリストを提出してください。

複数の組合が共同で申請する場合

まず、代表となる組合（3組合以内）を決定した上で、次のとおり記入してください。

様式第9

「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表組合の住所、名称、代表者の氏名を記入（代表組合が複数ある場合は、連名にて記入）

別表1、2、5、6、7

参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入（別表1の「付加価値額」及び「一人当たりの付加価値額」は、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記入）

別表3、4

参加する組合及び組合の構成員等毎に記入

右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入

別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記入した個別参加企業のリストを提出してください。

(3) 別表1～4の記入要領

以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記入してください。

別表1

申請者名・業種

- ・名称及び代表者の氏名を記入
- ・日本標準産業分類に掲げる小分類を記入

実施体制

- ・自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先名称、代表者氏名および連携内容について記入。

経営革新の目標

- ・新たな取り組みの内容を、具体的に記入(特殊な専門用語等には説明を付加)

経営革新の内容及び既存事業との相違点

- ・既存事業の概要を中心に新事業との関係、方針等もあわせて記入
(既存事業がない場合(最低1年、1期以上)や創業では、経営革新の対象外)

経営の向上の程度を示す指標

- ・営業利益、人件費及び減価償却費を加えたものを付加価値額とし、一人当たりの付加価値額とともに記入

別表2

番号

- ・1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように実施項目を関連付けて記入

実施項目

- ・具体的な実施内容を記入

評価基準

- ・定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準も可能

評価頻度

- ・自社で計画の進捗状況を評価する頻度または時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記入

実施時期

- ・実施項目を開始する時期を4半期単位で記入(1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目第4四半期開始を示す)

実績欄

- ・計画の実施状況を把握するためのもので、**申請の段階では記入不要**
フォローアップ調査、終了報告の際および申請者が計画の実施状況を把握するために利用するもので、以下のとおり記入

「実施状況」 計画通り ほぼ計画通り 実行したが不十分 ×ほとんど実行できなかった

「効果」 効果が十分あり。 ほぼ予定の効果あり 少し効果があり ×ほとんど効果なし

「対策」 実施状況に応じて、追加対策を実施するとした場合は、追加した実施項目を別表2に記入

別表 3

人件費

- ・以下の各項目の全てを含んだ総額を記入。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出して額を記入
 - ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

減価償却費

- ・以下の各項目の全てを含んだ総額を記入。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省略してください。
 - ・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
 - ・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

1人当たりの付加価値額

- ・勤務時間によって人数を調整してください。
- ・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとしてください。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要があります。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要があります。）

経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- ・直近3年間の決算書から記入（創業3年未満の場合は記入できる範囲を記入）
- ・資金調達額については、計画期間の間のみ記入

また、設備投資を予定している場合は、併せて別表4を記入ください。

それぞれの項目の関係は以下の通りです。

$$\text{営業利益} = \text{売上総利益} (\text{売上高} - \text{売上原価}) - \text{販売費及び一般管理費}$$

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用}$$

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

$$\text{一人当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{従業員数}$$

別表 4

設備投資計画

別表3(新規)の 設備投資の導入年度および金額が一致

運転資金計画

別表3(新規)の 運転資金の額と一致

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

7 . 本法に基づく支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。なお、詳しくは、別冊の支援策の手引きをご覧ください。

- (1) 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金
- (2) 信用保証協会による信用保険の特例
- (3) 日本政策金融公庫等低利融資制度
- (4) 滋賀県制度融資による低利融資制度
- (5) 各種税制措置（設備の特別償却・税額控除、留保金課税の停止措置）
- (6) 中小企業投資育成制度の特例
- (7) ベンチャーファンドからの投資
- (8) 特許の申請料金の減免制度
- (9) 販路開拓コーディネート事業

なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が必要となります。

申請者は、計画の申請と同時に希望する支援機関へ事前に相談を行ってください。

8 . 経営革新計画の記載例

様式第9

経営革新計画に係る承認申請書

平成20年9月5日

(あて先)
滋賀県知事

〒	520-8577
住 所	滋賀県大津市京町四丁目1番1号
名 称	株式会社 滋賀県
及び	
代表者の氏名	代表取締役 商観たろう
TEL	077-528-3731
FAX	077-528-4871
E-mail	FB00@pref.shiga.lg.jp
連絡担当者 氏名	新産じろう
住所	草津市草津 丁目 - x x
TEL	077-528-3791
E-mail	FD00@pref.shiga.lg.jp

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

申請者名・資本金・業種		実施体制	
申請者名 株式会社 滋賀県 資本金： 万円 業種： 業		現在は特になし。将来協力していただける大学や企業があれば、連携を図りたい。	
新事業活動の類型		経営革新の目標（新事業の記入）	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 その他の新たな事業活動		経営革新計画のテーマ： 製品の量産化 1. 背景 近年、業界では、海外メーカーとの競争激化や、消費者の低価格志向などにより、製品の大幅なコストダウンや高品質化が求められている。当社では、このようなニーズに対応するため、これまでに培った や に関する技術・ノウハウを基に、従来よりも低コストで、高品質の 製品を開発し、 年 月に特許申請したところである。 2. 従来製品の問題点 従来、 、 など 製品は、 という工程で製造されていた。このため、 の場合、生産コストが1個当たり 円と高く、製品コスト削減のネックとなっている。 のため、 精度は が限界であり、 には対応できない。 、などの問題があった。 3. 当社開発製品の特徴 当社では、これまでの 製品の加工技術をベースに、 が可能な新しい 製品を開発した。この製品は、 工程を省略できるため、従来製品に比べて %以上のコストダウンを図ることが可能である。（従来品： 円/個 当社開発品： 円/個）、 の結果、 精度が となる。 、などの特徴を持っている。 4. 今後の事業展開 当社が開発した 製品を、 をはじめとするメーカー各社に提案したところ、社への採用が決定し、 年 月から1か月当たり 個を納入することとなった。また、 展示会に出展したところ、 社など 業界以外のメーカーからも当社製品を採用したいとの引き合いが数多くきている。このため、当社では、本製品の増産体制を構築する必要があることから、専用ラインの設置等を通じて量産体制の構築を図るとともに、新規取引先の開拓など営業活動の強化を計画的に進めていく予定である（ 新たな取り組みの販売先等が既存の取引先ではなく、新規の取引先を開拓する必要がある場合は、販路の開拓方法を記載してください。 ）。	
経営革新の内容及び既存事業との相違点（既存事業を中心に記入）			
昭和 年設立の メーカーで、 、 や、 等を主な取引先として、 、 等の製造・販売を行っている（ 具体的な商品や製品等の名称および主要取引先を記載してください。 ）。 また、 事業だけではなく、これまでも利便性の高い 等を開発し、積極的に販売するなど、 事業で培ったノウハウをベースとした新商品開発に取り組み、積極的な販売を行ってきた。 今回の経営革新計画における新商品も、既存事業におけるこれまでの当社の経験・ノウハウを十分に生かして開発した商品であり、この量産体制の構築と販売の強化を通じて、当社の経営革新を図ろうとするものである。			
経営の向上の程度を示す指標		現 状（円）	計画終了時の目標伸び率（計画期間）（%）
1	付加価値額	443,103,000	17.3% (20年4月～23年3月(3年計画))
2	一人当たりの付加価値額	3,853,000	12.4%
3	経常利益	35,572,000	12.1%

(別表3)

経営計画及び資金計画

参加中小企業者名

株式会社 滋賀県

(千円)

	2年前 (H17年4月～ H18年3月期)	1年前 (H18年4月～ H19年3月期)	直近期末 (H19年4月～ H20年3月期)	1年後 (H20年4月～ H21年3月期)	2年後 (H21年4月～ H22年3月期)	3年後 (H22年4月～ H23年3月期)	4年後 (H23年4月～ H24年3月期)	5年後 (H24年4月～ H25年3月期)
売上高	2,444,210	2,468,652	2,493,339	2,667,000	2,722,000	2,783,000	-	-
売上原価	1,903,218	1,922,250	1,941,473	2,050,000	2,087,000	2,127,600	-	-
売上総利益 (-)	540,992	546,402	551,866	617,000	635,000	655,400	-	-
販売費及び 一般管理費	505,141	510,192	515,294	575,000	591,000	609,200	-	-
営業利益	35,851	36,210	36,572	42,000	44,000	46,200	-	-
営業外費用	1,500	1,200	1,000	5,000	5,600	6,320	-	-
経常利益 (-)	34,351	35,010	35,572	37,000	38,400	39,880	-	-
人件費	350,600	354,106	357,647	390,000	399,000	409,200	-	-
設備投資額	38,743	26,202	3,452	16,000	25,000	40,000	-	-
運転資金	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	40,000	-	-
普通償却額	60,904	58,497	48,884	46,000	48,050	52,162	-	-
特別償却額	-	-	-	4,800	7,500	12,000	-	-
減価償却費	60,904	58,497	48,884	50,800	55,550	64,162	-	-
付加価値額 (+ +)	447,355	448,813	443,103	482,800	498,550	519,562	-	-
従業員数	111	114	115	118	119	120	-	-
一人当たりの付加 価値額 (÷)	4,030	3,937	3,853	4,092	4,189	4,330	-	-
資金調 達額 (+)	政府系金融 機関借入	-	-	40,000	50,000	20,000	-	-
	民間系金融 機関借入	-	-	-	-	44,000	-	-
	自己資金	-	-	-	11,000	20,000	16,000	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	51,000	70,000	80,000	-	-

(各種指標の算出式)

「経常利益」：営業利益 - 営業外費用 (支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」：営業利益 + 人件費 + 減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」：売上総利益 (売上高 - 売上原価) - 販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方式)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

(はい・いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

(はい・いいえ)

(別表3)

経営計画及び資金計画(既存事業)

参加中小企業者名

株式会社 滋賀県

(千円)

	2年前 (H17年4月～ H18年3月期)	1年前 (H18年4月～ H19年3月期)	直近期末 (H19年4月～ H20年3月期)	1年後 (H20年4月～ H21年3月期)	2年後 (H21年4月～ H22年3月期)	3年後 (H22年4月～ H23年3月期)	4年後 (H23年4月～ H24年3月期)	5年後 (H24年4月～ H25年3月期)	
売上高	2,444,210	2,468,652	2,493,339	2,517,000	2,542,000	2,567,000			
売上原価	1,903,218	1,922,250	1,941,473	1,960,000	1,979,000	1,998,000			
売上総利益 (-)	540,992	546,402	551,866	557,000	563,000	569,000	-	-	
販売費及び 一般管理費	505,141	510,192	515,294	520,000	525,000	530,000			
営業利益 (-)	35,851	36,210	36,572	37,000	38,000	39,000	-	-	
営業外費用	1,500	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000			
経常利益 (-)	34,351	35,010	35,572	36,000	37,000	38,000	-	-	
人件費	350,600	354,106	357,647	360,000	363,000	366,000			
設備投資額	38,743	26,202	3,452						
運転資金	15,000	20,000	25,000	25,000	25,000	25,000			
普通償却額	60,904	58,497	48,884	42,000	40,000	38,000			
特別償却額									
減価償却費	60,904	58,497	48,884	42,000	40,000	38,000	-	-	
付加価値額 (+ +)	447,355	448,813	443,103	439,000	441,000	443,000	-	-	
従業員数	111	114	115	115	115	115			
一人当たりの付加 価値額 (÷)	4,030	3,937	3,853	3,817	3,835	3,852	-	-	
資金調 達額 (+)	政府系金融 機関借入	-	-	-	20,000	20,000	20,000		
	民間系金融 機関借入	-	-	-					
	自己資金	-	-	-	5,000	5,000	5,000		
	その他	-	-	-					
合計	-	-	-	25,000	25,000	25,000	-	-	

(各種指標の算出式)

「経常利益」：営業利益 - 営業外費用(支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」：営業利益 + 人件費 + 減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」：売上総利益(売上高 - 売上原価) - 販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方式)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

(はい・いいえ)

(はい・ いいえ)

(別表3)

経営計画及び資金計画(新規事業)

参加中小企業者名

株式会社 滋賀県

(千円)

	2年前 (H17年4月～ H18年3月期)	1年前 (H18年4月～ H19年3月期)	直近期末 (H19年4月～ H20年3月期)	1年後 (H20年4月～ H21年3月期)	2年後 (H21年4月～ H22年3月期)	3年後 (H22年4月～ H23年3月期)	4年後 (H23年4月～ H24年3月期)	5年後 (H24年4月～ H25年3月期)
売上高				150,000	180,000	216,000		
売上原価				90,000	108,000	129,600		
売上総利益 (-)	-	-	-	60,000	72,000	86,400	-	-
販売費及び 一般管理費				55,000	66,000	79,200		
営業利益 (-)	-	-	-	5,000	6,000	7,200	-	-
営業外費用				4,000	4,600	5,320	-	-
経常利益 (-)	-	-	-	1,000	1,400	1,880	-	-
人件費				30,000	36,000	43,200		
設備投資額				16,000	25,000	40,000		
運転資金				10,000	20,000	15,000		
普通償却額				4,000	8,050	14,162		
特別償却額				4,800	7,500	12,000		
減価償却費	-	-	-	8,800	15,550	26,162	-	-
付加価値額 (+ +)	-	-	-	43,800	57,550	76,562	-	-
従業員数				3	4	5		
一人当たりの付加 価値額 (÷)	-	-	-	14,600	14,388	15,312	-	-
資金調 達額 (+)	政府系金融 機関借入	-	-	-	20,000	30,000		
	民間系金融 機関借入	-	-	-		44,000		
	自己資金	-	-	-	6,000	15,000	11,000	
	その他	-	-	-				
合計	-	-	-	26,000	45,000	55,000	-	-

(各種指標の算出式)

「経常利益」：営業利益 - 営業外費用(支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」：営業利益 + 人件費 + 減価償却費

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」：売上総利益(売上高 - 売上原価) - 販売費及び一般管理費

(付加価値額等の算出方式)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

(はい・いいえ)

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

(はい・いいえ)

(別表4)

参加中小企業者名
株式会社 滋賀県

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 円)

	機械装置名称 (導入年度)	単 価	数 量	合 計 金 額
1	機 (平成21年3月期)	16,000,000	1	16,000,000
2	装置 (平成21年3月期)	15,000,000	1	15,000,000
3	自動検査機 (平成22年3月期)	10,000,000	1	10,000,000
4	機 (平成23年3月期)	40,000,000	1	40,000,000
5				-
6				-
7				-
8				-
9				-
10				-
11				-
12				-
13				-
14				-
15				-
16				-
17				-
18				-
19				-
20				-
合 計				81,000,000

運転資金計画（経営革新に係るもの）

(単位 円)

年度	金額
平成21年3月期	10,000,000
平成22年3月期	20,000,000
平成23年3月期	15,000,000
	-
	-
合計	45,000,000

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容（承認通知、申請書、計画書の別表1～7のコピー）について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に を記入して下さい。

承認書類の送付を希望する機関名		送付の希望の有・無	
中小企業投資育成株式会社	大阪中小企業投資育成株式会社	有・	無
信用保証協会	滋賀県信用保証協会	有・	無
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	新事業支援部 資金支援課	有・	無
日本政策金融公庫(中小企業事業) (国民生活事業)	大津支店	有・	無
	大津支店	有・	無
	彦根支店	有・	無
商工組合中央金庫	大津支店	有・	無
	彦根支店	有・	無
民間金融機関 (支店名までお願いします)	銀行 大津支店	有・	無
	信用組合 大津駅前支店	有・	無
		有・	無
		有・	無
		有・	無
(財)滋賀県産業支援プラザ		有・	無
商工会・商工会議所	(大津)商工会・商工会議所	有・	無
地域力連携拠点	地域力連携拠点(滋賀県商工会連合会)	有・	無
地域中小企業支援センター	()地域中小企業支援センター	有・	無

なお、この様式は、それぞれの支援施策を保証するものではありません。

また、政府系または民間系の金融機関での低利融資をお考えの際は、当申請と平行してご利用予定の金融機関と事前に相談しておくこと計画がスムーズに実施できます。
(民間金融機関で県制度をご利用をお考えの場合は、併せてご利用窓口となる商工会・商工会議所への事前のご相談もお勧めします)

申請にあたっての相談機関

申請にあたっての相談機関	相談の有無
(財)滋賀県産業支援プラザ	有
()商工会・商工会議所	
地域力連携拠点(滋賀県商工会連合会)	有
()地域中小企業支援センター	

「経営革新計画承認企業情報」の公開に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、以下の記載内容を承認企業一覧や事例集等として、県や滋賀県中小企業支援センター（財団法人 滋賀県産業支援プラザ）が、冊子やホームページ等により公開してもよろしいでしょうか。以下の該当する項目に 印をしてください。

企業名	(可・ 否)
代表者名	(可・ 否)
資本金	(可・ 否)
従業員数	(可・ 否)
所在地	(可・ 否)
電話番号	(可・ 否)
経営革新計画の概要	(可・ 否)
経営革新計画のテーマ	(可・ 否)
経営革新計画の承認年月日	(可・ 否)
業種	(可・ 否)
御社のホームページアドレス	(可・ 否)

<http://www.pref.shiga.jp/>
(自社ホームページを開設していない場合は、「否」に 印を付してください)

9 . 滋賀県における申請について

中小企業経営革新計画の申請手続きに係る窓口相談

下記の県支援センター、地域中小企業支援センター、地域力連携拠点において申請手続きに係る窓口相談を行っています。

滋賀県中小企業支援センター・地域力連携拠点

(財)滋賀県産業支援プラザ

経営支援グループ 大津打出浜2-1「コラボしが21」2F

TEL 077-511-1413 FAX 077-511-1418

地域中小企業支援センター

湖南地域中小企業支援センター

草津市大路2丁目11-51 草津商工会議所内

TEL 077-564-5201 FAX 077-569-5692

湖北地域中小企業支援センター

東浅井郡虎姫町大字田84-6 虎姫町商工会内

TEL 0749-73-8282 FAX 0749-73-4309

地域力連携拠点

地域力連携拠点(滋賀県商工会連合会)

大津市打出浜2-1「コラボしが21」5F

TEL 077-511-1471 FAX 077-523-3733

地域力連携拠点 / 湖北地域(米原市商工会)

米原市下多良3丁目1番地1

TEL 0749-52-0632 FAX 0749-52-3045

地域力連携拠点 / 大津・近江八幡地域(大津商工会議所)

大津市打出浜2-1「コラボしが21」9F

TEL 077-511-1501 FAX 077-526-0795

地域力連携拠点 / 彦根地域(彦根商工会議所)

彦根市中央町3-8

TEL 0749-22-4551 FAX 0749-26-2730

地域力連携拠点(滋賀県中小企業団体中央会)

大津市打出浜2-1「コラボしが21」5F

TEL 077-511-1430 FAX 077-525-5537

申請窓口

商業観光振興課 商業サービス産業担当(サービス業・その他)

TEL 077-528-3731 FAX 077-528-4871

新産業振興課 工業振興担当(製造・建設業)

TEL 077-528-3791 FAX 077-528-4876

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく

経営革新計画の申請の手引き

発行 平成20年10月

滋賀県商工観光労働部

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

077-528-3731 (商業観光振興課 商業サービス産業担当)

077-528-3791 (新産業振興課 工業振興担当)